

スローガン

1. 下水道による残業務の安定的継続のため、合理化事業計画の推進、転換業務の獲得
2. 下水道に接続されない浄化槽（合併）の社会的地位の確立
3. 新浄化槽維持管理システムの推進
4. 浄化槽（合併）を併用した農業集落排水処理業務事業計画の実現
5. 市町村の責務である一般廃棄物処理計画の策定推進
6. 一般廃棄物収集運搬業務の責任業務の遂行

広 報

福島環整連

発行

福島県環境整備協同組合連合会

住所/いわき市内郷高坂町大町138番地2

TEL 0246-27-8818

FAX 0246-27-8813

発行者 岡 光義

編集責任者 嶋原北斗

環境省発出の通知文を

掘り下げて学ぶ



一般廃棄物行政の

動向を注視

一般廃棄物フォーラム 2017 in 福島

福島県内の市町村議員の皆様、廃棄物担当行政の皆様、福島県環整連が主催しました「一般廃棄物フォーラム」にご出席いただき誠にありがとうございました。また、公務多忙にもかかわらずご臨席くださいました「復興大臣 吉野正芳様」をはじめ、ご来賓の皆様へ御礼申し上げます。

そして、講師を務めていただきました環境省東北地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課長の保科俊弘様、福島県生活環境部 一般廃棄物課主任主査の嶋孝明様、一般社団法人 全国清掃事業連合会専務理事の山田久様、大変貴重なお話をいただきました。ありがとうございました。

福島県内の市町村議員の皆様、廃棄物担当行政の皆様、福島県環整連が主催しました「一般廃棄物フォーラム」にご出席いただき誠に誠にありがとうございました。また、公務多忙にもかかわらずご臨席くださいました「復興大臣 吉野正芳様」をはじめ、ご来賓の皆様へ御礼申し上げます。



福島県環境整備協同組合連合会
会長 岡 光義

行政と許可業者が情報を共有し連携を図る

具体的には、平成26年10月8日付環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知では、平成20年6月19日付の廃棄物対策課長通知であったように、市町村の処理責任の性格（市町村の一般廃棄物処理責任は、市町村自らが行う場合はもとより、市町村以外の者に委託して行わせる場合でも引き続き市町村が有するものである。また、許可業者に行わせる場合にあつては、市町村が統括的な責任を有すること。環境保全の重要性及び一般廃棄物処理の公共性に鑑み、経済性の確保等の要請よりも業務の確実な履行を重視していること）を改めて謳っていることにも最高裁判決の趣旨を踏まえ、廃棄物処理計画の適正な策定及び運用の重要性を周知した通知であります。

最高裁判決は、福井県小浜市の業者が市を相手に起こした訴訟で、市が処理計画を考慮せずに新規許可と更新許可を出したことによって既存業者が不利益を受けたとして市を相手に許可と許可更新の取り消しを求めたもので、平成26年1月28日の判決において、市町村から一定の区域につき既に一般廃棄物処理の許可又はその更新を受けている者は、当該区域を対象として他の者に對してされた一般廃棄物処理業の許可又は許可更新は許可更新処分について、その原告適格を有するとの判断がなされました。これはすなわち、市町村を被告として裁判をし、許可可

たは更新を取り消す事の出る可能性があるという事です。判決の理由として「廃棄物処理法において、一般廃棄物処理業は専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業とは位置づけられていないものといえる」としており、「一般廃棄物処理計画との適合性等に係る許可要件に関する市町村長の判断に当たっては、その申請に係る区域における一般廃棄物処理業の適正な運営が継続的かつ安定的に確保されるように、当該区域における需給の均衡及びその変動による既存許可業者への影響を適切に考慮することが求められる」との考えに基づき判断されたものです。

更に、重大な廃棄物処理法違反事件としては、COCO吉番屋の廃棄すべき商品を業者が不正に横流しをした事件がありましたが、大手上場企業の多くがこの業者に処理を依頼しており、排出者としての責任の希薄さが浮き彫りになったことから、環境省から「廃棄物処理に関する排出事業者責任の徹底について」の通知も出されております。

このような廃棄物にかかわる諸問題に対応するため、定期的にフォーラムを開催していく所存ですので、ご意見ご感想などを地元の組合員にお聞かせ願えれば幸いに存じます。

今後とも、適正な廃棄物処理を通して社会貢献に努めて参りますので、よろしくお願いいたします。

講演Ⅰ
「一般廃棄物の適正処理の推進と」

今後の災害廃棄物対策について」

環境省東北地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課長 保科 俊弘 様



- 一般廃棄物の市町村責任について
- 平成20年6月19日付廃棄物対策課長通知及び平成26年10月8日付廃棄物・リサイクル部長通知について
- (平成19年11月30日付東京地裁判決、平成26年1月28日付最高裁判決の趣旨)
- 事業系廃棄物の取扱ひ
- 許可なく一般廃棄物が収集運搬された事案について
- 排出事業者責任の徹底について
- 平成28年熊本地震における災害廃棄物対策
- 大規模災害時の災害廃棄物対策
- 自治体における災害廃棄物対策

講演Ⅱ 「福島県の一般廃棄物の現状について」

福島県生活環境部 一般廃棄物課主任主査 嶋 孝明 様



- 福島県廃棄物処理計画
- （概要、基本目標、一般廃棄物の目標及び目標実現のための施策、目標実現のための関係者の役割、ごみ処理に関する課題、生活排水処理に関する課題）
- 一般廃棄物処理実態調査の結果

講演Ⅲ 「一般廃棄物処理の継続性の確保について」

一般社団法人 全国清掃事業連合会専務理事 山田 久様



- 廃掃法の目的（生活環境の保全と公衆衛生の向上）
- 環境保全の重要性
- 平成26年10月8日付廃棄物・リサイクル部長通知にある平成26年1月28日最高裁第三小法廷判決、判決理由抜粋の重要性
- 廃棄物処理法は関係行政、事業者に直接影響する法であり、環境省で1年間にどんな話がなされ、どのような結果に至ったかを知る）が本質的に必要（通知等）

本会は、11月10日郡山市の南東北総合卸センターイベントホールにおいて「一般廃棄物フォーラム2017 in ふくしま」を開催した。



として理解するため、また素晴らしいふるさとの環境を得るために勉強してほしい」と挨拶があり、増子輝彦参議院議員からは、「市民生活の基礎を皆さんに支えていただき感謝と敬意を



復興大臣
吉野正芳 氏

表します。自治体においても、その役割を担って頂かなければなら



あつた。

公務のため
講演終盤に駆けつけて下さった根本匠
衆議院議員からは、「市町

村の公衆衛生の向上、快適な生活が送れるのは皆様方のご尽力の賜物」と挨拶があった。



化槽分野のご協力に感謝申し上げます」との祝辞をいただいた。続いて、衆議院議員吉野正芳復興大臣から「行政担当者が一般廃棄物の処理責任を法の精神

3名の講師による約3時間の講演において、廃掃法の目的、環境保全の重要性、10・8通知にある平成26年1月28日最高裁判決理由の抜粋の重要性などの説明がなされた。我々事業者も業務品質を落とさず、信頼を得る仕事をしなければならないと改めて感じた。

最後に、フォーラム実行委員長の本多幸雄理事より「制度改革の見直しや規制権限の及ばない第三者問題など、一般廃棄物業界を取り巻く環境は刻々と変化している。変化に対応していくためにも、行政担当者の皆様方と一緒にアンテナを高く張り、情報収集をしながらコミュニケーションを密に取るのが重要。一般廃棄物は市町村の固有事務であり、我々業界はその一翼を担っているという責任と自覚をもって適正業務に励んでいかなければならない」と締めくくりに、御礼と閉会の挨拶とした。

フォーラム出席者名

*** 来賓 *** 福島県知事内堀雄雄
 様代理県中振興局次長本多悟
 様、郡山市長代理郡山副市長吉
 崎賢介様、衆議院議員吉野正芳
 様、衆議院議員根本匠様、参議
 院議員増子輝彦様、衆議院議員
 亀岡偉民様代理酒井光一郎様、
 参議院議員森まさこ様代理岩井
 孝治様 *** 市議会議員 *** 福島市
 村山国子様、根本雅昭様、郡
 山市 〓 箭内好彦様、渡部龍治
 様、須賀川市 〓 溝井光夫様、小
 野町 〓 村上昭正様、泉崎村 〓 鈴
 木盛利様、石川町 〓 下山田和雄
 様、小木芳郎様、近内雅洋様、
 大熊町 〓 木幡ますみ様、廣嶋公
 治様、鈴木光一様、塙町 〓 大縄
 武夫様、鈴木安次様、鈴木茂
 様、柳津町 〓 小林功様 *** 行政関
 係者 *** 福島市 〓 環境部清掃管理
 課長宮崎順一様、二本松市 〓 生
 活環境課長佐藤吉浩様、本宮市
 〓 市民部長坂上清彦様、大玉村
 〓 再生復興課武田栄輝様、須賀
 川市 〓 環境課長小池文章様、鏡

石町Ⅱ健康環境課環境グループ
主査齋藤則行様、田村市Ⅱ佐藤
恵美様、荒川祐衣様、小野町Ⅱ
町民生活課味原広一様、白河市
Ⅱ下水道課施設管理係菊池裕太
様、西郷村Ⅱ住民生活課鈴木義
和様、石川町Ⅱ町民生活課主査
清水元様、玉川村Ⅱ住民課長矢
部玄幸様、平田村Ⅱ住民課長眞
弓裕人様、いわき市Ⅱ生活環境
部廃棄物対策課主任主査兼指導
係長剣持賢仁様、ごみ減量推進
課主査中村紘子様、清掃管理事
務所主査佐藤恵美様、大熊町Ⅱ
環境対策課佐々木崇裕様、塙町
Ⅱ佐藤正剛様、会津若松市Ⅱ市
民部廃棄物対策課業務グループ
佐藤卓也様、同 福地努様、喜
多方市Ⅱ環境課環境推進係齋藤
亮様、磐梯町Ⅱ町民課長高橋和
広様、会津美里町Ⅱくらし安心
課長坂内隆一様、湯川村Ⅱ住民
課長坂内真隆様、会津坂下町Ⅱ
戸籍環境班環境係主任主査武藤
光多郎様、三島町Ⅱ町民課二瓶
大樹様、下郷町Ⅱ町民課生活安
全係主査渡部勇進様、南会津町
Ⅱ生活環境課塩生敬洋様、安達
地方広域行政組合Ⅱ三浦義伊
様、神田久昭様、伊達地方衛生
処理組合Ⅱ事務局長丸山有治様
代理総務課長桃井秀孝様、川俣
方部衛生処理組合Ⅱ間好幸様、
白河地方広域市町村圏整備組合
Ⅱ今井和宏様、十文字進様、東
白衛生組合Ⅱ江面政美様、松田
政義様、鈴木正様、本多昌雄様、
石井義朗様、吉成優様、南條友
成様、生田目勝利様、辺見敏夫
様、南会津地方環境衛生組合Ⅱ
栗橋和彦様

お忙しい中、ご出席いただきま
してありがとうございます。